

前橋市監査委員公表第22号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成28年12月21日

前橋市監査委員	赤川常己
同	田子一夫
同	横山勝彦
同	小林岩男

建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年11月17日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：道路管理課】</p> <p>1 建設工事の通知について（指摘事項） 城南地区 舗装新設工事（舗装第9号）ほか3工事において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項並びに第11条の規定に基づく都道府県知事への通知がされていなかった。 同法第11条では、国の機関又は地方公共団体は、前条第1項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事にその旨を通知しなければならないと定めており、本市にあつては所管する建築指導課にその旨を通知することとされていることから、同法に基づく通知の手続きを遅滞なく行うように改善されたい。</p> <p>2 吊り足場に係る計画の届出について（指摘事項） 防災・安全交付金（道路）下白川橋補修工事（道管第3号）において、仮設工として吊り足場を設置したが、機械等設置届を労働基準監督署長に提出していなかった。 労働安全衛生法第88条第1項並びに労働安全衛生規則第85条及び第86条では、届出義務が生じる機械等に該当する場合、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに労働基準監督署長に届け出なければならないと規定していることから、組立てから解体までの期間が六十日以上吊り足場の設置に当たっては、同法令並びに同規則にのっとり適正な施工管理を行うように請負者への指導を徹底されたい。</p>	<p>建設工事の通知については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、所管する建築指導課に通知する必要があることから、課内で工事担当者研修を実施し、通知の手続きを遅延なく行うこととした。</p> <p>吊り足場に係る計画の届出については、労働安全衛生法並びに労働安全衛生規則に基づき、当該工事開始日の三十日前までに労働基準監督署長に設置届を提出する必要があることなど、適正な施工管理の実施について請負者への指導を徹底するとともに、監督員による届出書の提出状況の確認を励行することとした。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>3 設計変更時の単価及び歩掛の修正について（指摘事項） 下川淵地区 側溝改良工事（道水第22号）において、当初設計で使用した単価及び歩掛を設計変更時に修正していた。 群馬県積算基準及び標準歩掛では、変更、追加の際の新規工種を除き、単価及び歩掛は既契約時点を使用することとあり、設計変更にあたっては、単価及び歩掛の変更は原則として認められていないものであるため、当初設計から同積算基準及び標準歩掛にのっとり適正な積算を行うように改善されたい。</p> <p>4 現場透水試験の実施について（指摘事項） 下川淵地区 側溝改良工事（道水第22号）及び本庁管内 歩道改良工事（道水第15号）において、歩道部に透水性アスファルト舗装を施工したものであるが、透水性能を確認するための現場透水試験を実施していなかった。 群馬県土木工事施工管理基準では、透水性舗装工の品質管理の必須項目として、500㎡ごとに1箇所、現場透水試験を実施するように規定している。 施工管理基準は工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図るものであるため、施工管理基準にのっとり適正な施工管理を行うように請負者への指導を徹底されたい。</p> <p>5 適切な工期の設定について（要望事項） 防災・安全交付金（道路）東部陸橋排水管補修工事（道管第9号）において、既に発注された防災・安全交付金（道路）東部陸橋補修工事（道管第8号）と合算の上、特命随意契約により工事期間を平成28年3月4日から3月28日までの25日間と設定し、工事を発注したものであるが、合算工事であることを考慮しても、標準工期の110日間と比較して極端に短い工期設定であった。 公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第4号において、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、計画的な工事発注と適切な工期設定に努めることが発注者の責務として新たに定められたことに鑑み、施工時期の平準化と適切な工期の設定に努めるように配慮されたい。</p>	<p>設計変更時の単価及び歩掛の修正については、課内で工事担当者研修を実施し、当初設計から群馬県積算基準及び標準歩掛に基づき適正な積算と適切な検算を行うように改善することとした。</p> <p>現場透水試験の実施については、施工した舗装工事の品質の確保を証明するものであるため、群馬県土木工事施工管理基準に基づき、適切な施工管理を行うように請負者への指導を徹底するとともに、監督員による実施状況の確認を励行することとした。</p> <p>適切な工期の設定については、公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、設計金額に見合った標準工期による工事日数を考慮し、設定することが原則であることから、公共工事の品質確保の促進に関する法律にのっとり、計画的な工事発注に努めるとともに、適切な工期を設定することとした。</p>

建設部工事監査結果に係る措置通知書

措置日 平成28年11月16日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：建築住宅課】</p> <p>1 保険証券等の提示について(指摘事項) 朝日町団地RC・RD棟既設公営住宅エレベーター設置工事において、現場説明書及び建設工事請負契約約款第51条第1項並びに第2項で建設工事保険に付すことを求め、また、建設工事保険を締結したときは、その保険に係る証券の写し又はこれに代わるものを直ちに発注者へ提示しなければならないと定めているにもかかわらず、提示がされていなかった。 請負者は、請負契約に基づく工事の施工で生じた損害を填補するために火災保険、建設工事保険その他の保険に付さなければならず、付した保険証券の写しを提示義務の対象としているものであるため、現場説明書及び契約約款にのっとり契約履行を行うように改善されたい。</p> <p>2 共通費の積算について(指摘事項) 障害者教養文化体育施設吊天井改修工事において、共通費である共通仮設費及び現場管理費の積算に当たり、公共建築工事共通費積算基準で定める共通仮設費率算定式若しくは現場管理費率算定式により算定された率を用いて積算していなかった。 また、南橋町第五団地NC棟公営住宅新築建築工事において、共通費である現場管理費の積算に当たり、既に積み上げによる共通仮設費として、仮囲いや化学物質室内濃度測定費等に要する費用を指定共通仮設費並びに特別経費として計上し積算しているにもかかわらず、その費用を現場管理費に含めて積算していた。 共通費の積算に当たっては、前橋市建築工事積算基準並びに公共建築工事共通費積算基準に基づき、適正な共通費の積算を行うように改善されたい。</p>	<p>保険証券等の提示については、あらかじめ保険内容の把握を行うことが重要であることから、現場説明書及び建設工事請負契約約款に基づき、請負者に対し火災保険、建設工事保険への加入と加入した保険証券等の写しの提出を直ちに行わせることを徹底することとした。</p> <p>共通費の積算については、前橋市建築工事積算基準及び公共建築工事共通費積算基準に基づく適正な積算を行うとともに、複数者による検算を実施することで積算における誤謬を防止することとした。また、今年度に移行した新たな積算システムを活用することでより適正かつ適切な積算を行うこととした。</p>